

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業等基盤強化税制（地域産業資源活用事業計画）	
税目（条文番号）	所得税、法人税 （租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12） （租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25）	
見 直 し の 内 容	中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限の延長を行わない。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 87 百万円 （ 31,900 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本制度は、平成 19 年度に創設以降、中小企業地域産業資源活用促進法第 11 条に基づき、地域経済を支える中小企業者が、産業技術や観光資源等の地域資源を活用した、生産・提供及び需要の開拓による新事業展開の取組を支援することにより、中小企業経営改善を実施し地域経済の活性化を図ることを目的に延長してきた。 しかしながら、地域産業資源活用事業計画は、平成 19 年 10 月から認定が開始されており、平成 21 年度までに 823 件の事業が認定されているが、現時点においては本税制措置の利用実績はなく、政策目的に向けた手段としての有効性が認めにくいことから、本制度の延長要望を取りやめることとする。	